

福祉サービス
・事業

生活支援用具

手当・年金

医療費助成

税控除

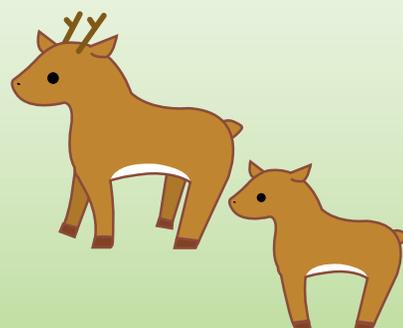
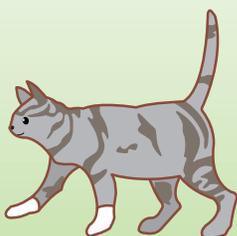
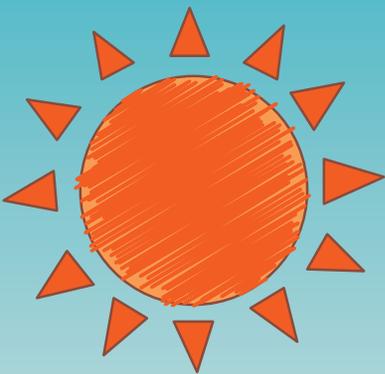
雇用・
就労支援

交通費

その他

社会福祉協議
会のサービス

各種相談



千歳市保健福祉部障がい者支援課

目次

福祉サービス・事業

- 障害福祉サービス 1
- 障害児通所支援 2
- 医療的ケア児（者）支援事業 3
- 高額障害福祉サービス等給付費 3
- 訪問入浴サービス 3
- 移動支援 4
- 日中一時支援 4
- 訪問給食サービス 4
- 緊急通報システム 4
- NET119 緊急通報システム 5

生活支援用具

- 補装具 6
- 日常生活用具 6
- 住宅改修資金助成 7

手当・年金

- 特別障害者手当・障害児福祉手当 8
- 特別児童扶養手当 8
- 障害年金 8

医療費助成

- 重度心身障害者医療費助成 9
- 自立支援医療 9
 - 更生医療 9
 - 育成医療 9
 - 精神通院医療 9

税 控 除

- 所得税、市・道民税 10
- 自動車税、軽自動車税 10

雇用・就労支援

- ハローワーク（公共職業安定所） 11
 - 職場適応訓練 11
- 北海道障害者職業能力開発校 11
- 北海道障害者職業センター 11
- 障がい者就労推進室やませみ 12
- 国立函館視力障害センター 12
- 教育訓練費の助成 12

交 通 費

- バス・タクシー運賃の割引 13
- JR旅客運賃の割引 13
- 航空運賃・船舶運賃の割引 13
- 有料道路通行料金の割引 14
- 精神障害者通所交通費助成 14
- 福祉サービス利用助成 15

そ の 他

- 自動車運転免許取得費助成 16
- 自動車改造費助成 16
- NHKテレビ受信料の減免 16
- 市内各施設の割引 17
- 携帯電話料金の割引 17
- NTT番号案内 17

- 駐車禁止除外指定車標章 18
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成 19
- ヘルプマーク・ヘルプカード . . . 19
- 防災行政無線戸別受信機 19
- 紙おむつ給付 20

千歳市社会福祉協議会が行うサービス・事業

- ホームヘルプサービス 21
- 大掃除サービス 21
- ふとん丸洗いサービス 21
- 福祉機器リサイクル事業 21
- 暮らしのちょっと応援サービス（ヤマセミねっと）. 21
- 千歳市除雪サービス事業 21
- 千歳市移送介助サービス事業 . . . 21
- 千歳市意思疎通支援事業 21
- 千歳市総合福祉センター点字図書室、録音スタジオ運営事業 21

各種相談

- 相談支援事業所 22
- 権利擁護・成年後見制度に関する相談 24
- 各種相談員一覧 24

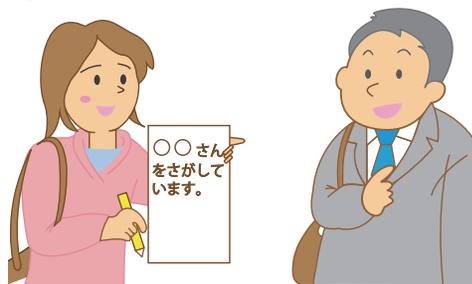
「心のバリアフリー」とは？

障がいのある方や高齢の方、妊婦さんや外国の方など、すべての人々の特性や考え方について、私たち一人ひとりが考え、コミュニケーションをとり、支えあうことです。

●まずは、声をかけてみましょう！
「お困りですか」「何かお手伝いしましょうか」



●話をしっかりと聞きましょう！
どんな助けを必要としているか、話をしっかりと聞いてからサポートを行いましょう。



●できることから始めてみませんか？
段差などで車いすの移動が難しかったり、物に手が届かなかったりと、困っているのかもしれませんが。声をかけてできることがあるか聞いてみましょう。



福祉サービス・事業

福祉サービスは、身体・知的・精神に障がいのある方や難病の方などの生活を支援するための制度です。

サービスを初めて利用する場合は、障害支援区分認定のための調査を受けることと、サービス等利用計画の作成が必要になります。

ただし、原則として介護保険で同様のサービスを受けられる方は対象となりません。

障害福祉サービス

利用に当たっては、原則として費用の1割を負担していただきます（世帯の市町村民税額に応じた上限額が設定されます）。このほか、食費・光熱水費等の負担があります。

日中活動系サービス

短期入所 (ショートステイ)	者 児	介護者の疾病などにより家庭での生活が一時的に困難になった場合に、一定期間施設に入所することができます
療養介護	者	医療と常時介護が必要な方に医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
生活介護	者	常に介護が必要な方に昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うほか、創作的活動または生産活動の機会を提供します
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	者	自立した社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います
自立訓練 (宿泊型)	者	自立した社会生活ができるよう、夜間に生活する場を提供し、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 (A型)	者	一般企業での就労が困難な方のうち、雇用契約等に基づき就労する方に働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 (B型)	者	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労定着支援	者	一般就労へ移行した方が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。

居住系サービス

施設入所支援	者	入浴・排せつ・食事の介護等を行います
共同生活援助 (グループホーム)	者	相談や日常生活上の援助を行います
自立生活援助	者	施設を利用していた方がひとり暮らしをはじめた時に、生活面や健康面に問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。

《担当》 障がい者支援課障がい者認定係（第2庁舎 6番窓口）
TEL：24-0251 FAX：23-6700



訪問・居宅支援サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	者 児	自宅での入浴介助や通院の介助等を行う「身体介護」と調理や掃除等の支援を行う「家事援助」があります
重度訪問介護	者 ※児	重度の障がい者に対し、自宅での入浴・食事の介護や外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行います ※障がい者と同等の支給決定が必要です
同行援護	者 児	重度の視覚障がい者に対し、外出時にヘルパーが付き添うサービスです
行動援護	者 児	重度の障がい者に対し、外出時にヘルパーが付き添うサービスです
重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとても高い方のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援を行います

《担当》 障がい者支援課障がい者認定係（第2庁舎 6番窓口）
TEL：24-0251 FAX：23-6700



障害児通所支援

発達に支援の必要性が認められる児童を対象とした児童福祉法に基づく福祉サービスです。利用に当たっては、原則として費用の1割を負担していただきます（世帯の市町村民税額に応じた上限額が設定されます）。

事業所によっては、おやつ代や教材費などの実費負担額がかかる場合があります。
※学習塾や習い事、預かり事業とは、異なります。

児童発達支援	発達支援が必要な就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います
放課後等デイサービス	就学後の発達支援が必要な児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休業期間に、生活能力向上のための訓練などを行います
保育所等訪問支援	発達支援の必要な児童が通う認定こども園や学校などを訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して発達支援を行います ※利用にあたっては、サービス等利用計画の作成が必須

申請書類に「支援が必要であることが客観的に確認できる書類」と「障害児支援利用計画案（又はセルフプラン）」を添えて提出してください。

詳しくはお問合せください。

《担当》 児童発達支援センター通所給付係（福祉センター2階）
TEL:24-0348 FAX:27-1113

医療的ケア児（者）支援事業

医療的ケアが必要な在宅の障がい児（者）が利用している障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等に訪問看護ステーション等の看護師を派遣し、一定時間の医療的ケアを行うことで家族等の介護負担を軽減する支援事業です。

《担当》

18歳未満の障がい児：児童発達支援センター通所給付係（福祉センター 2階）
TEL:24-0348 FAX:27-1113

18歳以上の障がい者：障がい者支援課自立支援係（第2庁舎 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に、障害福祉サービス・障害児通所（入所）支援・補装具などを利用する人が複数いる場合や、ひとりで複数のサービスを利用する場合など、世帯におけるひと月の利用者負担額の合計が基準を超えた分を申請により「高額障害福祉サービス等給付費」として支給する制度です。

また、65歳になる前5年間継続して居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスを受けており、介護保険移行後に相当するサービスを利用した場合、利用者負担が軽減されることがあります。

詳しくはお問合せください。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

訪問入浴サービス

入浴するために介助が必要で、家庭の事情などにより自宅で入浴することが困難な重度の障がいのある方を対象として、簡易浴槽による訪問入浴サービスを提供します。

利用に当たっては、原則として費用の1割を負担していただきます（世帯の市町村民税額に応じた上限額が設定されます）。

ただし、介護保険で同様のサービスを受けられる方は対象となりません。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎 1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

移動支援

心身の障がいにより単独での外出が困難な方に、ヘルパーによる支援を行います。
利用に当たっては、原則として費用の1割を負担していただきます（世帯の市町村民税額に応じた上限額が設定されます）。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

日中一時支援

介護する方が就労や冠婚葬祭、一時的な休息のために不在となる日中に、障がいのある方が過ごす場所を提供します。

利用に当たっては、原則として費用の1割を負担していただきます（世帯の市町村民税額に応じた上限額が設定されます）。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

訪問給食サービス

心身の障がいにより調理が困難な方のみの方に、昼食及び夕食を配達します。
1食あたり500円の利用者負担があります。

《担当》障がい者支援課障がい福祉係（第2庁舎 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

緊急通報システム

視覚に重度の障がいのある方や肢体の障がいなどにより、緊急時に外部との連絡をとることが困難な方の家に、千歳市消防本部への連絡や健康相談に対応する受信センターへつながる緊急通報システムを設置します。利用者負担は0円ですが、通話料は自己負担となります。

《担当》障がい者支援課障がい福祉係（第2庁舎 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

NET119 緊急通報システム

聴覚や言語機能などに障がいがあり、音声電話による通報が困難な方が、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報をすることができるサービスです。千歳市に在住している方または千歳市に通勤や通学をしている方が対象で、利用には事前登録が必要です。詳しくはお問合せください。

《担当》消防署救急課指令係

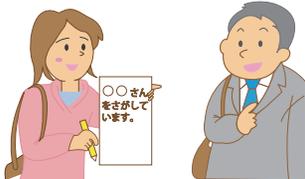
TEL:23-3062

FAX:22-8850

わたしたちにできる心づかい

■電車やバスなどの公共交通機関を利用するとき

電車やバスなどの優先席は、障がいのある方などにゆずりましょう。内部障がいなど、外見からは分かりにくい障がいもあるので、優先席に座っている方に対して、席をゆずることを強要するのはやめましょう。



耳の聞こえない方や、知的障がいのある方は、まわりの状況をすぐには理解できません。電車やバスなどの時間の変更や遅れがある場合は、分かりやすく、情報や状況を伝えてあげましょう。

こころの病気を正しく理解しましょう

こころの病気は、本人が苦しんでいても、周囲からはわかりにくいという特徴があります。

私たちは、病気や怪我をした人には「無理はしないでね」と、自然に声をかけることができます。

骨折をしている人に、重い荷物を運ぶことは頼まないでしょう。

しかし、こころの病気の場合は、外から見ても気がつかないことがあり、知らないうちに無理なことをさせたり、傷つけていたり、病状を悪化させているかもしれません。

私たちみんながこころの病気を正しく理解することはとても大切です。

(出典：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 こころの情報サイト)

生活支援用具

補装具

身体障がいのある方及び難病患者等の方が障がいによって失った身体上の機能を補うため、次のような補装具費の支給や貸与、支給した補装具の修理を行います。ただし、介護保険で同様のサービスを受けられる方は対象となりません。

原則として、費用の1割を負担していただきます（基準額を超える金額は全額自己負担です）。

障がいの種類	支給対象となる補装具
視覚	義眼・眼鏡・視覚障害者安全つえ
聴覚	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体	義肢・装具・車いす・歩行器・歩行補助つえ・座位保持装置 など

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

日常生活用具

在宅で、障がいのある方及び難病患者等の方を対象に、日常生活での利便性の向上や安全の確保を目的として、日常生活用具を給付します。ただし、介護保険で同様のサービスを受けられる方（介護保険で支給要件に合致せず対象外となった場合を含む）は対象となりません。

原則として、費用の1割を負担していただきます（基準額を超える金額は全額自己負担です）。

障がいの種類	支給対象となる日常生活用具
視覚	ポータブルレコーダー・拡大読書器・視覚障害者用地デジ対応ラジオなど
聴覚	屋内信号装置・情報受信装置
音声・言語	携帯用会話補助装置・人工鼻
腎臓	透析液加温器
肢体	つえ・特殊マット・特殊寝台・入浴補助用具・一本杖・保護ブーツ など
脳原性運動機能障害	紙おむつ
呼吸器	ネブライザー・電気式たん吸引器・パルスオキシメーター など
膀胱・直腸	ストマ用具（蓄便袋・蓄尿袋）・紙おむつ・洗腸装具・収尿器 など
共通	頭部保護帽・火災警報器・自動消火器・非常用電源装置

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

住宅改修資金助成

障がいのある方が居住する住宅に、手すりの設置や段差解消などの住宅改修を行う場合、その費用の9割を助成します（10万円を上限とします）。

ただし、介護保険の制度が優先となりますので、対象とならない場合があります。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

このマーク、ご存知ですか？

街中で見かけることもある色々なマーク。こんな意味があるって知っていますか？

■障害者のための国際シンボルマーク



障がいのある方が利用できる建物、施設であることを示すための、世界共通のマークです。「すべての障がいのある方」を対象としており、車いすを利用する方を限定して使用されるものではありません。

■身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に、免許に条件のある方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車にあおり運転や割り込みを行った運転者は罰せられます。

■ほじょ犬マーク



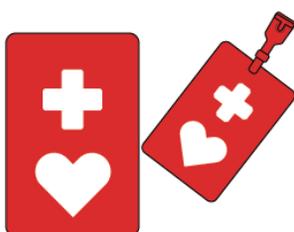
身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。公共施設や交通機関以外にも、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、補助犬の同伴を受け入れる義務があります。補助犬がいても、援助が必要な場合があります。困っていそうな方がいたら、声をかけましょう。

■耳マーク



聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークです。このマークを見かけた場合は、口元を見せてゆっくり、はっきりと話したり、筆談で対応するなど、コミュニケーション方法について配慮しましょう。

■ヘルプマーク



外見からは分からなくても、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠している方、知的障がいのある方など、支援や配慮を必要としている方が、まわりの方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

手当・年金

特別障害者手当・障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護が必要とする方に支給されます。
(20歳以上…特別障害者手当、20歳未満…障害児福祉手当)

ただし、次のような場合には支給されないことがあります。

- ・身体・知的障害者施設や老人保健施設等に入所している場合
- ・病院に3か月以上入院した場合
- ・本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合
- ・身体・知的障害児施設等に入所している場合

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

特別児童扶養手当

20歳未満で、中程度以上の身体障がいまたは精神障がいのある児童を、養育している保護者に支給されます。

ただし、次のような場合には支給されません。

- ・身体・知的障害児施設等に入所している場合
- ・本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合

《担当》こども家庭課こども家庭係（第2庁舎1階 3番窓口）
TEL:24-0328 FAX:23-6700

障害年金

公的年金(国民年金・厚生年金)の加入期間中や20歳到達前に被った疾病等で障がいが残った場合、障がいの程度により年金や一時金(手当金)が支給されます(保険料の納付期間等一定の要件があります)。

また、加入している年金の種類(複数の年金に加入している場合は初診日に加入していた年金)により、請求先が変わります。

《担当》※国民年金加入者(第3号被保険者を除く)の場合
戸籍住民課年金係(第2庁舎1階 1-5番窓口)
TEL:24-0267 FAX:49-2055

※厚生年金加入者、国民年金第3号被保険者の場合
新さっぽろ年金事務所 お客様相談室
TEL:011-892-9313 FAX:011-891-9389

医療費助成

重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳の等級1・2級（内部障がいとは3級を含む）、療育手帳A判定及び重度の知的障がいと診断された方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方のうち、生計維持者の所得が一定額以下の方を対象に、入院・通院等にかかる医療費を助成します。ただし、精神障害者保健福祉手帳のみをお持ちの方は通院のみ対象となります。自己負担額についてはお問合せください。

《担当》国保医療課医療助成係（第2庁舎1階 2番窓口）
TEL:24-0289 FAX:23-6700

自立支援医療

●更生医療

身体障害者手帳を持つ18歳以上の方が、障がいの軽減や機能の回復を目的として、手術等の医療を指定医療機関で受ける場合に、その費用の一部を助成します。原則として費用の1割は自己負担となります（世帯の収入に応じた上限額が設定されます）。なお、対象となる障がいの範囲、内容については受診先の医療機関にお問合せください。（例：人工関節置換術、人工透析など）

●育成医療

身体に障がいのある又は将来において障がいを有すると認められる18歳未満の児童について、その治療等に要する費用の一部を助成します。原則として費用の1割は自己負担となります（世帯の収入に応じた上限額が設定されます）。

●精神通院医療

精神科の通院や薬局・訪問看護ステーション・デイケアの利用にかかる医療費の一部を助成します。原則として費用の1割は自己負担となります（世帯の収入に応じた上限額が設定されます）。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700



税 控 除

所得税、市・道民税

障害者手帳をお持ちの方、またはそれらの方を税法上扶養している方は、申告により税控除を受けることができます。

身体障害者手帳		1・2級	3～6級	担 当
療育手帳		A判定	B判定	
精神障害者 保健福祉手帳		1級	2・3級	
控 除 額	所得税	40万円	27万円	札幌南税務署 TEL:011 - 555 - 3900 札幌国税局 聴覚障害者用ファクシミリ ※ FAX:011-261-7675
	市・道民税	30万円	26万円	税務課市民税係 TEL:24-0158 FAX:23-6700

注※札幌国税局聴覚障害者用ファクシミリ番号について

- ・このファクシミリ番号は、聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。
- ・このファクシミリ番号の無断転載はご遠慮ください。
- ・このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

自動車税、軽自動車税

次の要件に該当する場合、自動車税の減免を申請することができます。

○障がい者本人が運転する場合

○障がい者と生計を一にする方が運転する場合

障がい者と生計を同一にする方が、障がい者の通学・通院のために使用する場合、減免の対象となります。

○障がい者を常時介護する方が運転する場合

障がい者が所有する自動車を、専ら障がい者の通学・通院等のため日常的に使用する場合、減免の対象となります。

※減免を受けるためには障がいの種類、等級や自動車の使用頻度等、自動車税・軽自動車税それぞれに要件があり、申請の時期にも定めがありますので、詳しくはお問合せください。

《担当》自動車税：札幌道税事務所
TEL:011-746-1194 FAX:011-747-5820
軽自動車税：税務課市民税係
TEL:24-0158 FAX:23-6700

雇用・就労支援

ハローワーク（公共職業安定所）

障がいのある方の就職や採用について、ケースワーク方式による入念な職業相談を行い、就職のお世話から就職後のアフターケアまでの一貫したサービスを行います。

●職場適応訓練

障がいのある方が事業所で実地訓練を受けることで、職場環境に適応することを容易にするとともに、継続してその事業所で雇用してもらうことを目的とした制度です。

期間は原則として6か月以内で、訓練を行った事業主には職場適応訓練費、訓練生には雇用保険の失業等給付が支給されます。

《担当》ハローワーク千歳

TEL:24-2177 FAX:24-2178

北海道障害者職業能力開発校

障がいのある方の就業の自立を目的として、その能力に適応した職種についての訓練を一定期間行います。

通学が困難な方のために寄宿舎を設置しています。

在校中の授業料・教材費は無料ですが、教科書・実習服等の個人の所有物となるものについては自己負担となります。

《担当》（申込先）ハローワーク千歳

TEL:24-2177 FAX:24-2178

（職業能力開発校所在地）砂川市焼山 60 番地

TEL:0125-52-2774 FAX:0125-52-9177

北海道障害者職業センター

障がいのある方がその能力に適した仕事に就くことができるよう、職業相談や適応指導、職業講習・訓練等を行っています。

また、事業主に対しても受け入れ等に関する相談を行っています。

《担当》（申込書）ハローワーク千歳

TEL:24-2177 FAX:24-2178

（職業センター所在地）札幌市北区北 24 条西 5 丁目

TEL: 011-747-8231 FAX: 011-747-8134

障がい者就労推進室やませみ

障がいのある方の就職や定着に関する支援など、就労に関することの全般にわたり支援をしています。また、就労支援を行っている事業所や支援者及び障がいのある方の雇用を考えている企業等のお手伝いをします。

《所在地》千歳市春日町3丁目5番1号
地域総合支援センターいずみの杜・春日内
TEL:25-3990 FAX:25-3991

国立函館視力障害センター

視覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方の社会活動への参加を目的として、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許取得に必要な専門科目等の講習及び実習を行っています。

また、日常生活に必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等も行っています。

満15歳以上の方が対象で、期間は履修する課程により、3年から5年となっています。

なお、入学に際して、障害者総合支援法に基づく千歳市の利用決定と、センターによる書類、面接等の選考試験があります。

《担当》(所在地及び問合せ先) 函館市湯川町1丁目35-20
TEL:0138-59-2751 FAX:0138-59-4383
(利用時申請先) 障がい者支援課障がい者認定係
TEL:24-0251 FAX:23-6700

教育訓練費の助成

就労のために必要な資格取得や職業能力向上のために講座・研修等を受講したときの受講料の40%を助成します(上限は20万円です)。60歳未満で市民税が非課税の方が対象です。雇用保険法による教育訓練給付等の類似制度が対象となる方は、これらの給付額を除いた額を助成します。

《担当》障がい者支援課障がい福祉係(第2庁舎1階 6番窓口)
TEL:24-0327 FAX:23-6700

交 通 費

バス・タクシー運賃の割引

市内のバス・タクシーを利用する場合、運賃の割引を受けることができます。

【身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方】

○バスを利用する場合 5割引

※一部区間で運賃の割引を受けられない場合があります。

○タクシーを利用する場合 1割引

【精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方】

○バスを利用する場合 5割引

※千歳相互観光バス及びあつまバスを利用する場合

※タクシーの割引につきましては、各会社にお問合せください。

JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちの方がJRを利用する場合、5割引で利用することができます（身体障害者手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の第1種又は療育手帳A判定の方が利用する場合は、介護者1名まで同様の割引を受けられます）。

区分		券 種	割 引 率
1種	単独	普通（100kmを超える区間）	本人 50% （特別料金は割引対象外）
	介護者あり	普通・定期・回数・急行	本人、介護者とも 50% （特別料金は割引対象外）
2種		普通（100kmを超える区間）	本人 50%、介護者は割引なし （特別料金は割引対象外）
	本人が12歳未満 で介護者あり	定期	介護者のみ 50% （特別料金は割引対象外）

※1種・2種とも、100km以内の単独利用は割引対象になりません。

航空運賃・船舶運賃の割引

障害者手帳をお持ちの方が、航空機や船舶を利用する場合、運賃の割引を受けることができます。

割引の内容は、障がい等級や種別、路線、利用日時等により異なります。各運行会社にお問合せください。

有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方が運転して、有料道路を利用する場合、通行料金が半額になります（重度の身体障がい、療育手帳 A 判定の場合は、同乗でも可）。

ただし、会社名義の車や営業車などは登録できません。

割引の適用には、事前に利用登録が必要です。

【対象者】

- ① 第2種の身体障害者手帳の交付を受けていて、障がい者本人が運転可能な方
※療育手帳 B 判定の交付を受けている方は対象外です。
- ② 第1種の身体障害者手帳及び療育手帳 A 判定の交付を受けている重度障がい者の方

	必要な持ち物
自動車に登録する方 (ETC 無線通行を利用しない場合は、 ★の持ち物は不要です)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳 ・ 登録する車の車検証 ・ 障がい者本人の運転免許証（第2種のみ） ★・ 障がい者本人名義の ETC カード ★・ ETC 車載器の管理番号がわかるもの
自動車に登録しない方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳 ・ 障がい者本人の運転免許証（第2種のみ）

【 ETC を利用される方へのご案内 】

ETC を利用される方は、オンラインによる申請が可能です。

オンライン申請に必要なものや、手続きの方法等につきましては、以下のオンライン申請受付サイトをご確認ください。

[https:// www .expressway-discount.jp/index.html](https://www.expressway-discount.jp/index.html)

《問合せ先》 NEXCO 東日本お客さまセンター（24 時間対応）
TEL:0570-024-024 又は 03-5308-2424
(いずれも通話料有料)

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700



精神障害者通所交通費助成

精神障がいのある市・道民税非課税の方が、障がいの回復や社会復帰のために市内・市外の精神障害者通所施設（地域活動支援センター、地域生活支援センター、障害福祉サービス事業所など）に、通所するためにかかる交通費（バス・JR）の2分の1を助成します。ただし、月額4,000円が上限です。

また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、千歳相互観光バス、あつまバスなど精神障害者割引が適用される公共交通機関を利用する場合は対象となりません。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

福祉サービス利用助成

1月1日現在千歳市に居住しており、障害者手帳の交付を受けている、市民税が非課税の方を対象に、市内の路線バスや市内タクシー、公衆浴場、理容・美容、はり・きゅう・マッサージ等で利用できる福祉サービス利用券を交付します。身体障害者手帳の1・2級及び療育手帳A判定の方には100円券を200枚（年額2万円）、それ以外の方には100円券を100枚（年額1万円）の助成となります。

《担当》障がい者支援課障がい福祉係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

身体障害者補助犬を見かけたら

補助犬はペットじゃない からだの不自由な人のからだの一部です。

補助犬とは、目や耳や手足が不自由な人のお手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。からだの不自由な人のからだの一部であり、ペットではありません。

「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんとしつけられているので、社会のマナーも守れるし、お手入れも行き届いていて衛生的です。だから、公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどのいろいろな場所に同伴できます。

補助犬は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けています。どこでもいっしょに行動します。

公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せずに、あたたかく見守ってください。

（出典：厚生労働省ホームページ「身体障害者補助犬を見かけたら」）

手話を覚えよう



こんにちは



よろしくお願いします



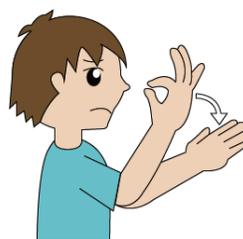
ありがとう



楽しい・うれしい



悲しい



ごめんなさい

そ の 他

自動車運転免許取得費助成

身体障がいの等級1～4級の手帳をお持ちの方、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、社会参加促進のために自動車運転免許を取得する場合、経費のうち103,000円を上限に助成します。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

自動車改造費助成

上肢または下肢の障がい者が1・2級の方が、就労等に伴い自動車を取得し、ハンドルやペダル等を改造する場合、経費のうち10万円を上限に助成します。ただし、助成は1人1台のみで、自らが所有し運転する場合に限りです。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

NHKテレビ受信料の減免

次の場合、NHK受信料の半額又は全額免除を受けられます。

全額免除	身体・知的・精神いずれかの障害者手帳（等級不問）をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市・道民税非課税
半額免除	世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいの障害者手帳（等級不問）をお持ちで、かつ、受信契約者である
半額免除	世帯主が身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、かつ、受信契約者である

※ 市の窓口で免除証明書の交付を受け、NHKに提出してください。

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

市内各施設の割引

障害者手帳の提示によって、利用料の割引が受けられます。

施設名	内容	問合せ先
温水プール	利用料が無料になります 介助が必要な方は1名分無料になります	49-7001
スポーツセンター	利用料が半額になります	22-1111
武道館	利用料が半額になります	22-2100
サケのふるさと 千歳水族館	入館料が半額になります *年間パスポートは半額になりません	42-3001
市内の体育施設 (市民球場・テニス コート・サッカー場・ ソフトボール場等)	利用料が半額になります	24-2100 (体育協会)
パークゴルフ場 (市所管分)	64歳以下の方は、一般利用料金(共通定期券含む)の半額になります (65歳以上の方は高齢者割引適用制度あり)	24-1366

携帯電話料金の割引

携帯電話をお持ちの場合基本使用料や通話料等が割引になります。それぞれ携帯会社により割引サービスの内容が違いますので、契約されている会社にご確認ください。

NTT番号案内

視覚障がい(1~6級)、肢体不自由(体幹・上肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの1、2級)及び療育手帳をお持ちの方はNTT番号案内(104)の無料サービスが受けられます。あらかじめ登録手続きが必要です。

《担当》NTT 東日本ふれあい案内

TEL:0120-104174 FAX:0120-104134

駐車禁止除外指定車標章

駐車禁止の標識のある道路に障がいのある方が乗車している車両（タクシーなども可）をやむを得ず駐車する際、駐車禁止除外指定車標章を表示することで駐車禁止規制の適用除外を受けることができます。ただし、標章は公安委員会による駐車禁止規制が行われている場所又は時間制限駐車区間以外の場所では使用できません。長時間の駐車等は一般と同様に取り締まりの対象となります。

申請は、原則手帳の交付を受けている本人が行います。

申請に必要な物は、原則手帳と印鑑（認印）です。代理人が申請する場合は、本人との関係を確認する書類（健康保険証や住民票等）が必要です。詳細は警察署にお問合せください。

〈対象となる障がい〉	〈対象となる等級〉
視覚障がい	1 級～ 4 級の 1
聴覚障がい	2 級～ 3 級
平衡・下肢・体幹機能障がい	1 級～ 5 級
上肢機能障がい	1 級～ 2 級の 2
運動機能障がいによる上肢機能障がい (一上肢のみに障がいがある場合を除く)(※ 1)	1 級～ 2 級
運動機能障がいによる移動機能障がい (※ 1)	1 級～ 5 級
内部障がい	1 級～ 3 級
療育手帳	A 判定
精神障害者保健福祉手帳	1 級

※ 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合のみ

《担当》千歳警察署

TEL:42-0110

FAX:42-5200

点字ブロックの上に物を置いたり、自転車をとめたりしていませんか？

点字ブロックは、視覚障がいのある人が、ひとりで歩くことができるように設置されています。点字ブロックの上に物があつたり、人が立っていたりすると、視覚障がいのある人の通行を妨げてしまいますので、注意しましょう。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

市内に住所を有する18歳未満の方が、次のいずれにも該当する場合、補聴器の購入や修理に要する費用の一部を助成します。

- 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障がいによる身体障害者手帳の対象とならないこと
- 一時的な聴力低下ではなく、治療により聴力が回復する見込みがないこと
- 医師の判断により、補聴器の装用で言語の習得等一定の効果が期待できること

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）

TEL:24-0327 FAX:23-6700



ヘルプマーク・ヘルプカード

障がい者支援課では、ヘルプマーク及びヘルプカードを無料で配布しています。

ヘルプマークとは、外見からでは支援や配慮を必要としていることがわからない人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることができるストラップ型のマークです。

ヘルプカードとは、障がいのある方が携帯し、緊急時や災害時、日常生活で困った時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのものです。

《担当》障がい者支援課障がい福祉係（第2庁舎1階 6番窓口）

TEL:24-0327 FAX:23-6700

防災行政無線戸別受信機

視覚障がい（1～4級）または聴覚障がい（2～4級）のある方で、ご希望の方に、災害発生状況や避難状況などの緊急情報をおうちの中で聞くことができる「防災行政無線戸別受信機」を貸与します。

（聴覚障がいのある方には文字表示器も貸与します。）

《担当》危機管理課防災・危機対策係（本庁舎2階 24番窓口）

TEL:24-0144 FAX:22-8852

紙おむつ給付

在宅で、常時紙おむつを使用する方が、次のいずれにも該当する場合、月額6,250円を上限に費用を助成します。助成額は、対象者の属する世帯の所得税の課税状況により異なります。

- 身体障害者手帳の1・2級、療育手帳A判定で、常時紙おむつを必要とすること
- 年齢が3歳以上65歳未満であること
- 千歳市日常生活用具給付等事業の規定による紙おむつの給付を受けることができないこと
- 介護保険法に定める特定疾病による第2号被保険者に該当しないこと

《担当》障がい者支援課自立支援係（第2庁舎1階 6番窓口）
TEL:24-0327 FAX:23-6700

発達障がいの特性

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの、と発達障害者支援法で定義されています。

ここでは、その一部を紹介します。

主な特性

- ・次々と周囲のものに関心を持ち、周囲のペースよりもエネルギーに様々なことに取り組むことが多い。（注意欠如・多動性障害）
- ・大勢の人がいる所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦労しているが、それが芸術的な才能につながることもある。（自閉症スペクトラム）

配慮のポイント

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く。
- ・短く、はっきりとした言い方で伝える。
- ・叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない。
- ・日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取り組まず、できることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える。

（出典：厚生労働省「発達障害の特性（代表例）」）

千歳市社会福祉協議会が行うサービス・事業

ホームヘルプサービス

【問合せ：介護総務係
TEL：42 - 3133 FAX：42 - 3146】
(1時間 1,500円)
家事の援助や病院の付添いなど日常生活における支援を実施します。

大掃除サービス

【問合せ：介護総務係
TEL：42 - 3133 FAX：42 - 3146】
(1時間 2,000円)
台所周りなど通常の清掃では困難な箇所の清掃を行います。

ふとん丸洗いサービス

【問合せ：介護総務係
TEL：42 - 3133 FAX：42 - 3146】
(3枚1組 4,950円)
洗濯や干すことが困難な布団のクリーニングを行います。

福祉機器リサイクル事業

【問合せ：地域福祉係
TEL：27 - 2525 FAX：27 - 2528】
車いす、介護ベッド、介護ベッド用マットレス、ポータブルトイレ、歩行器などをリサイクルし、貸し出しを行います。品目によっては、料金がかかります。

暮らしのちょっと応援サービス（ヤマセミねっと）

【問合せ：地域福祉係
TEL：27 - 2525 FAX：27 - 2528】
(1回 30分 250円)
既存の公的サービス等の対象とならない、日常生活上のちょっとした困りごとを住民相互の助け合いで支援する住民参加型有償サービスです。

千歳市除雪サービス事業（市委託事業）

【問合せ：地域福祉係
TEL：27 - 2525 FAX：27 - 2528】
身体障がい者のみの世帯で除雪の際に労力等の確保が困難な方を対象とする、町内会の有志による除雪サービスです。玄関口から公道までの歩行に最低限必要な通路のみ、除雪を行います。危険を伴う屋根の雪下ろしや駐車スペース確保のための除雪はできません。利用には条件があります。

千歳市移送介助サービス事業（市委託事業）

【問合せ：地域福祉係
TEL：27 - 2525 FAX：27 - 2528】
レクリエーション等、社会参加のための外出時における移動手段の確保が困難な在宅の重度身体障がい者の方で車いすを利用する方を対象として、福祉車両による移送介助サービスを提供します。費用は無料ですが、利用回数に上限があります。対象地域は市内のみです。

千歳市意思疎通支援事業（市委託事業）

【問合せ：地域福祉係
TEL：27 - 2525 FAX：22 - 4500】
聴覚に障がいがあって意思疎通が困難な方に、円滑なコミュニケーション支援として手話通訳者・要約筆記者を派遣します。中途失聴、難聴、聞こえに困っている方に対して、話された内容をその場で文字にして伝えるノートテイクにも対応しています。

千歳市総合福祉センター点字図書室、録音スタジオ運営事業（市委託事業）

【問合せ：千歳市点字図書室
TEL/FAX 共通：27 - 3921】
視覚に障がいのある方に対して、点字図書や録音図書の貸し出しを行います。

各種相談

相談支援事業所

ご相談については、専門の資格を持ったスタッフが窓口来所の他に、電話や訪問等、ご希望の方法に応じて相談をお聞きします（ご相談が重なることもありますので、できるだけ事前のお約束をお願いしています）。

●千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぴ）

住 所 〒066-0042 東雲町1丁目11番地

千歳市しあわせサポートセンター内

TEL 27-2210 FAX 27-0050

E-mail chip-chitose@chip2.jp

開所日時 月曜～金曜日 8:45から17:15まで
(土日祝日、年末年始はお休み)

●千歳地域生活支援センター

住 所 〒066-0041 清水町4丁目15番1号 サンフラワーマンション1階

TEL 40-6323 FAX 40-6004

E-mail chitose-center@cocoa.ocn.ne.jp

開所日時 月曜～金曜日 9:00から19:30まで
土曜日 9:00から17:00まで
(日曜祝日、年末年始はお休み)

●計画相談つむぎ

住 所 〒066-0067 桂木1丁目1番9号

TEL 21-8684 FAX 21-8713

E-mail yokoyama@yasashiikaigo.co.jp

開所日時 月・火・木・土・日曜日 11:00～16:00
(水曜日・金曜日・年末年始はお休み)

●計画相談 青空

住 所 〒066-0042 東雲町1丁目11番地

TEL 38-3330 FAX 27-0050

E-mail aozora@harelmo.co.jp

開所日時 月～金曜日 9:00～17:00

●千歳市障がい者相談支援センターゆうしんかん

住 所 〒066-0032 北陽4丁目11番8号

TEL 29-4289 FAX 29-4290

E-mail yuushinkansoudanshien@gmail.com

開所日時 月～金曜日 9:00～18:00

●相談支援事業所らいと

住 所 〒066-0081 清流2丁目4-4 (いずみワークセンター内)

TEL 29-4783 FAX 42-6235

E-mail raito@izumigakuen.or.jp

開所日時 月～金曜日、第2,4土曜日 9:00～17:00

(第1,3,5土曜日・日曜日・お盆・年末年始はお休み)

●千歳市こども相談支援室あーち

住 所 〒066-8686 東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター3階

TEL 24-0130 FAX 27-1113

E-mail ryoiku@city.chitose.lg.jp

開所日時 月～金曜日 8:45～17:15

(土曜日・日曜日・祝日、年末年始はお休み)

※児童の計画相談のみ対応しています。

●こども発達相談室はる

住 所 〒066-0034 富丘1丁目31-6

TEL 29-4535 FAX 29-4711

E-mail chitose-hall@outlook.com

開所日時 月～金曜日 10:00～12:15、13:00～15:00

(祝日、8/13～8/15、年末年始を除く)

※児童の計画相談のみ対応しています。

権利擁護・成年後見制度に関する相談

千歳市成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する様々なご相談を受け付けています。認知症、知的・精神障がいなどにより、判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとの相談に応じます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。

○ 日常生活自立支援事業【北海道社会福祉協議会委託事業】

利用される方との契約に基づき、「福祉サービスの利用援助」、「生活費の管理」、「年金証書などの書類等の預かり」のお手伝いをします。(利用料金：1時間 1,200円)

○ 法人後見事業【千歳市社会福祉協議会自主事業】

千歳市成年後見支援センターを運営している千歳市社会福祉協議会が家庭裁判所から「成年後見人」等に選任され、本人の支援を行います。

《問合せ》千歳市成年後見支援センター

住所：〒066-0042 千歳市東雲町1丁目11番地千歳市社会福祉協議会内

TEL：0123-27-2527 FAX：0123-27-2528

E-mail：c-shakyo@chitose-shakyo.or.jp

時間 月曜日～金曜日 8：45～17：15

(土曜日・日曜日・祝日、年末年始12月29日～翌年1月3日はお休み)

各種相談員一覧

相談種別	氏名	連絡先住所	電話番号
身体障害者相談員	菊池 悦子	東郊2丁目12番1-902号 ピースオブマインド東郊	22-4366
	古田 聖	北斗5丁目3番7号	40-7530
	佐藤 佳子	新富1丁目1番24-106号 Pace新富	090-1520-1455
	白木 諭	栄町3丁目14番地の1	22-5613
知的障害者相談員	青木 繁雄	錦町4丁目30番地の15	24-3645
ろうあ者相談員	佐藤 絹代	東雲町2丁目34番地 (障がい者支援課)	(FAX) 23-6700

※障害福祉サービスは、各サービスの条件を満たしている方からの**事前申請**によりご利用いただけます。
※障害者手帳の程度変更等により利用可能なサービスが拡充される場合があります。
※法律や国の規則などで定められたものは、表記を「障がい」ではなく「障害」にしています。
※より多くの方へ分かりやすく情報を伝えられるよう、ユニバーサルデザインを採用しています。

この冊子は千歳市ホームページからダウンロードすることができます。



	ちとせの障がい福祉ガイド
発行	千歳市保健福祉部障がい者支援課
電話番号	0123-24-0327（直通）
ファックス	0123-23-6700
E-mail	shogaishien@city.chitose.lg.jp
発行年月	令和7年3月